

議案第46号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき <u>300円</u> (さいたま市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年さいたま市条例第40号）第2条第1号に規定する自動交付機及び同条第2号に規定する民間端末機（以下「交付機等」という。）により交付を受ける場合については、1件につき200円)	2 住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1件につき <u>200円</u>
3 住民票の記載事項に関する証明	1件につき <u>300円</u>	3 住民票の記載事項に関する証明	1件につき <u>200円</u>
4 住民票の閲覧	1件につき <u>300円</u>	4 住民票の閲覧	1件につき <u>150円</u>
5・6 [略]		5・6 [略]	
7 印鑑登録に関する証明	1件につき <u>300円</u> (交付機等により証明書の交付を受ける場合については、1件につ	7 印鑑登録に関する証明	1件につき <u>200円</u>

	き200円)		
8	[略]	8	[略]
9	さいたま市住居表示に関する条例(平成13年さいたま市条例第30号)第5条第1項に規定する住居表示台帳等の写しの交付	1枚につき	300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市戸籍等関係事務手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請のあった事務に係る手数料についての前項の規定の適用については、郵便物又は同条第3項に規定する信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は同項に規定する信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその申請があったものとみなす。